

食品表示は適正に行われていますか？！

令和2年(2020)4月1日から新たな食品表示制度に沿った表示が必要です
平成27年より施行されていた食品表示法の経過措置期間(令和2年3月31日まで)は終了しました。

下記の事項について一斉取締まりが行われました

- アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
- 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示

消費者庁NewsRelease2019年11月25日より

表示例

名 称	うなぎ蒲焼き
原 材 料 名	うなぎ(中国産)、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、砂糖、ぶどう糖果糖液糖、発酵調味料(米、米こうじ、酒、砂糖、食塩)、水あめ、うなぎエキス
添 加 物	加工デンプン、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、アナトー)、増粘多糖類
内 容 量	2尾
賞 味 期 限	〇〇年〇月〇日
保 存 方 法	10℃以下で保存してください
販 売 者	株式会社〇〇 ●●県●●市・・・
製 造 所	株式会社〇〇食品 ●●県●●市・・・

① 消費期限や賞味期限は客観的なデータ(保存検査等)により設定することが求められます

② 原材料の原産地や食品に含まれる全てのアレルゲンを表示

③ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称も表示します

アレルギー表示に係るルールの変更

- ・ 特定加工食品及び特定加工食品の拡大表記を使った表示はできません。
 - ・ 個別表示を原則とし、例外的に一括表示が可能。一括表示する場合は、一括表示欄にその食品に含まれる全てのアレルゲンを表示する必要があります。
- 令和元年9月に特定原材料に準ずるものとして「アーモンド」が追加されています。

原材料と添加物を明確に区分して表示

- ・ 添加物の事項名を設けて表示するか、又は、原材料名の欄に原材料と添加物を明確に区分して表示する必要があります。(記号で区分して表示、改行して表示、別欄で表示)

新たな製造所固有記号への移行 (従来の制度の廃止)

- ・ 原則、同一製品を二以上の製造所で製造している場合に、届出した記号を使用できます。
- ・ 製造所固有記号は、「製造所固有記号届出データベース」を使用した届出が必要です。
- ・ 記号の前に「+」を冠し表示します。

・新たな食品表示制度では、一般用加工食品に**栄養成分表示**を義務付けています。

義務化により表示が必要になる栄養成分

一般用加工食品を製造、加工、輸入、販売される
食品関連事業者の皆様



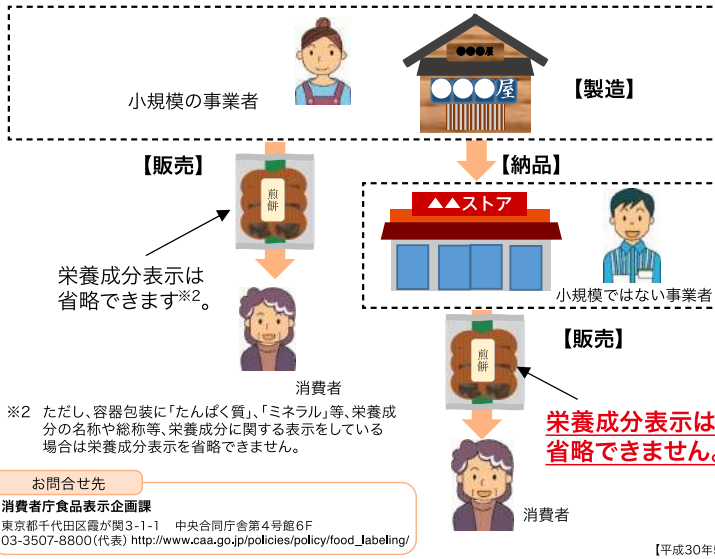
正しく理解
していますか？

小規模の事業者が製造する食品であっても
小規模ではない事業者が販売するものは
**栄養成分表示を
省略できません**

小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等販売する事業者が
小規模の事業者でない場合は栄養成分表示は省略できません。

ここでいう小規模の事業者とは、下記のいずれかに該当する場合です。

- ・消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者
- ・中小企業基本法に規定する小規模企業者^{※1}
- ※1 おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の事業者



※図表は消費者庁ホームページより引用

■弊社では、表示が義務となった『栄養成分分析』の他、消費期限又は賞味期限の根拠となる『保存試験』『異物検査』等、食品の安全や品質管理に関係する検査を承っております。

検査のご依頼は 弊社ホームページの【お問い合わせフォーム】又は下記【食品衛生事業部】までお問い合わせください。

■お問合せ先 食品衛生法登録検査機関(厚生労働省発中厚第0401001号)

株式会社日本総合科学 食品衛生事業部

TEL 代表(084) 981-0181 ・ 食品衛生事業部直通(084) 981-0374

FAX 代表(084) 981-0171 ・ 食品衛生事業部直通(084) 957-0693

URL <http://www.ntsc.co.jp> / e-mail info@ntsc.co.jp

食品関連事業者は、原則として、全ての消費者向け加工食品及び添加物へ栄養成分表示を表示する必要があります。

表示例

栄養成分表示 100g当り又は1食(〇〇g) 当り等	単位
熱量(エネルギー)	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g
その他任意の栄養成分 (ミネラル、ビタミン等)	

【任意の表示(推奨)】

飽和脂肪酸、食物繊維等

【任意の表示(その他)】

糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類等

□本社	〒721-0957 広島県福山市箕島町南丘399番地46	TEL:(084)981-0181	FAX:(084)981-0171
DNA 多型検査室	〒720-0832 広島県福山市水呑町456-2 FML Group Office 4F	TEL:(084)956-4448	FAX:(084)956-4449
□東京支所	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町28番地 エクセル神田7階A号室	TEL:(03)3526-2253	FAX:(03)3526-2254
□大阪支所	〒532-0002 大阪府大阪市淀川区東三国4丁目11-4新大阪明成ビル3F	TEL:(06)6151-2572	FAX:(06)6151-2573
□岡山支所	〒700-0965 岡山県岡山市北区西長瀬261-105	TEL:(086)245-8213	FAX:(086)246-4091
□広島支所	〒732-0057 広島県広島市東区二葉の里1丁目2-7	TEL:(082)263-6561	FAX:(082)262-1278
□山陰支所	〒683-0845 鳥取県米子市旗ヶ崎1丁目5-12	TEL:(0859)37-2061	FAX:(0859)37-2062
□島根支所	〒699-0111 島根県松江市東出雲町意宇南6丁目4-7 ラムゾン プロスペリテII 101	TEL:(0852)67-1666	FAX:(0852)67-1667



人と環境との調和をめざして

株式会社 日本総合科学
ISO 9001 認証登録 ISO14001 認証登録

